

議案第 7 4 号

八幡浜市施設利用予約システム導入に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市施設利用予約システム導入に伴う関係条例の整備に関する条例
(八幡浜市社会体育施設条例の一部改正)

第 1 条 八幡浜市社会体育施設条例（平成 2 2 年条例第 1 0 号）の一部を次のよ
うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線
で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれ
に対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第 7 条 社会体育施設の使用料は、無料とする。 ただし、照明施設を利用する場合は、別表に定 める照明施設使用料（以下「使用料」という。） を前納しなければならない。ただし、教育委員 会が特別の事由があると認めたときは、前納に よらないで納付することができる。</p> <p><u>(使用料の還付)</u></p> <p><u>第 7 条の 2 既に納付された使用料は、還付しな い。ただし、次の各号のいずれかに該当する場 合は、その全部又は一部を還付することができ る。</u></p> <p><u>(1) 利用者の責めに帰することができない事 由により、利用ができなくなったとき。</u></p> <p><u>(2) 第 9 条第 4 号から第 6 号までの規定によ り利用の許可を取り消し、又は利用を中止し たとき。</u></p> <p><u>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会 が特に還付の必要があると認めるとき。</u></p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第 9 条 教育委員会は、利用者が次の各号のい ずれかに該当すると認めるときは、許可した事項 を変更し、若しくは取り消し、又は利用の中止</p>	<p>(使用料)</p> <p>第 7 条 社会体育施設の使用料は、無料とする。 ただし、照明施設を利用する場合は、別表に定 める照明施設使用料（以下「使用料」という。） を納めなければならない。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第 9 条 教育委員会は、利用者が次の各号のい ずれかに該当すると認めたときは、その利用許可 を取り消し、又は中止を命ずることができる。</p>

<p><u>を命ずることができる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 自然災害その他避けることができない理由により必要があると認めるとき。</u></p> <p><u>(5) 公益上必要があると認めるとき。</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上特に必要と認めるとき。</u></p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めたととき。</u></p>
--	---

(八幡浜市立武道館設置及び管理条例の一部改正)

第2条 八幡浜市立武道館設置及び管理条例（平成17年条例第110号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>第8条 (略)</p> <p><u>(使用料の還付)</u></p> <p><u>第8条の2 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(1) 利用者の責めに帰することができない事由により、利用ができなくなったとき。</u></p> <p><u>(2) 第10条第4号から第6号までの規定により利用の許可を取り消し、又は利用を中止したとき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に還付の必要があると認めるとき。</u></p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第10条 <u>市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可した事項を変更し、若しくは取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。</u></p> <p><u>(1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 利用者がこの条例又は市長が指示した事項に違反したとき。</u></p> <p><u>(3) 利用者が許可の申請に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。</u></p> <p><u>(4) 自然災害その他避けることができない理</u></p>	<p>第8条 (略)</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第10条 <u>この条例又は利用許可の条件に違反したときは、市長は、利用許可を取り消し、又は利用を停止することができる。</u></p>

<p><u>由により必要があると認めるとき。</u></p> <p><u>(5) 公益上必要があると認めるとき。</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上特に必要と認めるとき。</u></p>	<p><u>2 前項の場合において、既に納付した使用料は還付しない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。</u></p>
---	---

(八幡浜市都市公園条例の一部改正)

第3条 八幡浜市都市公園条例（平成17年条例第193号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 使用料は、許可の際に<u>前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、前納によらないで納付することができる。</u></p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 使用料は、許可の際に<u>徴収する。</u></p> <p>3・4 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市社会体育施設条例、八幡浜市立武道館設置及び管理条例及び八幡浜市都市公園条例の規定は、それぞれこの条例の施行の日以後の社会体育施設、武道館及び都市公園の利用に係る許可及び使用料について適用し、同日前の社会体育施設、武道館及び都市公園の利用に係る許可及び使用料については、なお従前の例による。

提案理由

令和7年10月からの「八幡浜市施設利用予約システム」運用開始に伴い、所要の改正を行うため。

